

第 159 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 5 月 23 日(水) 午前9時～午前11時

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (38名)

2 番 安部庸造	3 番 石原啓士	4 番 高橋恵子	
5 番 勝田律江	6 番 内田吉彦	7 番 藤原 功	8 番 松原武雄
9 番 佐伯徳明	10番 若槻隆季	11番 濱田正敏	12番 山内博文
13番 宇田川光好	14番 勝部定次	15番 藤原純夫	16番 森山富夫
17番 渡部 光義	18番 藤原一利	19番 和久利 勝	20番 八澤幹夫
21番 若槻 進	22番 植田良二	23番 和久利 健	25番 藤原力夫
26番 石原隆幸	27番 立石 覚	28番 藤原 修	29番 金倉弘美
31番 大坂 茂	32番 福本成美	34番 嵐谷和則	35番 松原康夫
37番 若槻 保	38番 高橋政伸	39番 田部一夫	40番 中林 孝
41番 澤井浩二	42番 吉田貞一	43番 内田勝幸	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川明広
応 招 者 農業振興課 農政グループ 企画員 山田和彦

5. 欠席委員(5名)

1番 原田委員 24番 岩田康男委員 30番 小池委員 33番 安部委員 36番 岩田孝史委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名
日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について
議案第1号 非農地証明交付申請の承認について
議案第2号 農地の所有権移転等許可申請について(3条)
議案第3号 農地の転用許可変更申請について(4条)
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
議案第5号 奥出雲農業振興地域整備計画について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
事務局	<p>総会に入ります前に、先月開催の第158回総会でのご質問についてお答えのほうをさせていただきたいと思っております。議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について の番号12についてですが、議案書のほう、登記簿地目が山林となっております。確認したところ、登記については議案書の通り山林となっております。当時地目を山林から田に地目変更の際に地目変更の届出のほうがされておらず、息子さんが相続登記されましたけれども、相続登記した時もわからなかったという事でした。今後担当委員さんを通じまして地目変更の依頼のほうをお願いしたいと思っております。</p> <p>続きまして、番号22 の賃借料についてですが、総額3万円という事です。契約書のほうが間違っていたようでございます。10a当たり12000円ということでございます。</p> <p>以上報告させていただきます。</p>
議長	<p>159 回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名、出席者17名 過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 松原 委員、9番 佐伯 委員をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。</p> <p>第1号議案から第5号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年5月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△他7筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積518㎡他で計7,936㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△△、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△△、解約届出日平成30年5月7日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成30年1月10日、解約の理由、賃借人の都合による。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告事項ですので、質疑は行いません。</p> <p>次議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。</p> <p>事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年5月23日提出 奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△△他3筆、地目は登記簿、田、現況、山林または原野、面積220㎡、計1,232㎡です。権利種別 非農地証明、所有者氏名○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和50年代後半から農地として利用を行っておらず、現在原野化、山林化している。申請地は△△地区△△△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、4月23日に△△地区</p>

の2名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化、原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。

番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、畑、現況、山林、面積164㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 荒神さんが鎮座されている土地と先祖から伝えられており、農地として利用しておらず、現在、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、4月23日に△△地区の2名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な山林と思われます。

番号3、農地の所在 △△△△、他2筆、地目は登記簿、畑、現況、山林、面積26㎡で合計1,024㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和50年代半ば頃から農地として利用を行っておらず、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、4月23日に△△地区の2名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な山林と思われます。

番号4、農地の所在 △△△△、他1筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積185㎡と登記簿、畑、現況、山林、面積28㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和56年頃、道路改良工事により田、畑もわずかとなり、使用しておらず、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月1日に△△地区の4名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地はのり面であり、農地への復旧は困難な山林と思われます。

番号5、農地の所在 △△△△、他3筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積115㎡、計266.32㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 □□の道路改良、調整池整備による残地であり、耕作できず、原野化、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月2日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は工事等の残地であり、耕作できない農地で、長年耕作していないことから、原野化、山林化しております。

番号6、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、田、現況、山林、面積3,946㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 先代から耕作しておらず、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月2日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は、長年耕作していないことから、雑木が生い茂り、山林化しております。

番号7、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、田、現況、山林、面積416㎡外で計1,161㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 数十年耕作しておらず、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月2日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は、長年耕作していないことから、雑木が生い茂り、山林化しております。

番号8、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿、畑、現況、山林、原野面積263㎡外で計293㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 平成7年頃から農地として利用しておらず、山林化している。申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月10日に△△地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は、長年耕作していないことから、山林化しております。

番号9、農地の所在 △△△△外6筆、地目は登記簿、田、畑、現況、山林、面積109㎡外で計1133㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由道路改良時の残地のため、耕作できず、山林化している。
申請地は△△地区の□□□□近辺の農地です。現地調査につきましては、5月10日に△△地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は、長年耕作していないことから、山林化しております。
以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
議案第1号 番号1から番号3につきまして一括担当委員の補足説明をお願いいたします。
21番 ○○委員

21番

21番が説明いたします。1番につきましてですが、△△自治会ですけど作業場の上の一番高いところの300メートルくらい入ったところの家の斜め下のところにため池がありましてその上のほうの田んぼでございます。ため池から下のほうは耕作がなされていますがその、上は雑木に覆われていまして跡形もないような状態でございます。2番についてですが △△自治会の○○○○さんですね。○○さんは作業場の近くですが、下の畑はきれいに管理されていますがその隣接したところは、ここに書いてありますように荒神さんがあるようでございまして、行ってみましたが、相当荒れていまして本人もおっしゃってる通り、耕作された覚えがないという事でしてもう木に覆われていて原野化していました。3番の○○さんですけれども、実家のほうはもう空き家になっておりまして田んぼのほうは作ってもらっておられますが、畑のほうは下の5、600メートル離れてまして□□へ上がるところのあたりにありまして山林と同化していまして木も生えておりまして、とても耕作は不可能な状態です。
したがって1から3まで耕作不可能と判断しましたので、よろしく願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。
議案第1号番号1について質疑に入ります。
質疑ございませんか
(はいの声)
承認することに異議ございませんか
(はいの声)
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします
挙手全員
よって議案第1号番号1について承認することに決しました。

次、議案第1号番号2について質疑に入ります。
質疑ございませんか
(はいの声)
承認することに異議ございませんか
(はいの声)
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします
挙手全員
よって議案第1号番号2について承認することに決しました。

次、議案第1号番号3について質疑に入ります。
質疑ございませんか
(はいの声)
承認することに異議ございませんか
(はいの声)
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします
挙手全員
よって議案第1号番号3について承認することに決しました。

28番	<p>次議案第1号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番 ○○委員</p> <p>番号4のほう○○が説明させていただきます。現地のほうですが□□線の△△地内の□□□□の横から△△に向かって行く町道がございます。300メートルくらい入りますと△△川があります。そこにかかる□□□□がございますが、そこから△△に向かって200メートルあたりのところにあるのが、申請地の田です。その橋から200メートル下ったところに畑のほうがあります。田のほうですが現地確認しましたところ、ほとんどが法面という状態です。平らなところがなく、それと畑のほうですか現場のほうですが、雑木、竹のほうが生い茂っておりまして耕作はできないという状況でございます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました 議案第1号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第1号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第1号番号5から番号8まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 16番 ○○委員</p>
16番	<p>番号5につきましては △△の△△自治会内にある農地でございまして、平成10年ごろですけれども△△にダムが建設されるという事からダムの移転団地を造成する必要があるという事で□□□□が造成されておりますが、そこへつながる道が町道沿いにある農地でございます。道路ができた時点で10mくらい耕作されていたところよりも埋め立てて道路がついて道路がついておりますが、埋め立てた田んぼの道路敷地になった残地がこの3筆の番地でございまして道路の法部分の下に3筆残っています。道路の法部分についても二十数年たっておりますので、松の木や雑木が生えておりましてその続きに所有者が言われて初めて分かったようです。あーこれは残地でしたかという事のように。道路の法面と何ら変わらないような状況で松の木やらが生えている状況で非農地としての申請もやむを得ないなという判断を農業委員、推進委員と事務局との4名でそういう結論にいたったというのが5番でございます。</p> <p>番号6についても所有者は同じ○○さんです。理由はほぼ一緒ですけれども場所が違います。□□□□の造成地に調整池ができて、調整池と暮地側との間に残った面積76㎡です。本人さんもここに自分の土地が残っていたとは知らなかったという事で、現況を見ても調整池と川との間に原野状になったところがございまして、この土地のことで、これもやむを得ないなという風に判断しました。</p> <p>番号7につきましては△△自治会です。申請者は○○○○さんでございますが、旦那さんがお亡くなりになりまして、長年体調を崩しておられまして○○さんが看病しておられましてすでに30年くらい耕作しておられませんが、土地については○○さんの家の裏にある水田でございまして形状としては両方が山林です。1筆で4反です。ヨシが生い茂って、湿田という状況で長年耕作しておられないという事から非農地と判断しました。</p> <p>番号8につきましては、△△自治会です。○○さんもほぼ○○さんと同じ年。旦那さん同士は同級生でございましたけれども、○○さんも一昨年ご主人を亡くされて二十数年看病してこられた家庭でございまして。若い人は国家公務員で県内を転勤という形のように。以前は畑でございまして、麦なり大豆なりがわいわい子供のころは耕作して利用されていらしたんですけど。現在は自宅の奥とか土蔵の奥にある畑でその上は山。下は田んぼです。田んぼについては他の人が耕作しておられますが、畑部分につきましてはすでに木が生えてこれについても農地としての復元は無理だという事で非農地という事で何ら問題はないという調査をさせていただきます。以上ご報告申し上げます。</p>

<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号、番号5と番号6について一括質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号5、番号6について一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第1号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号7について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第1号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号8について承認することに決しました。</p> <p>議案第1号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。 38番 ○○委員</p>
<p>38番</p>	<p>38番 ○○が補足説明をさせていただきます。 場所ですが、国道を△△方面に上がっていただいて途中□□□□から5kmくらいのところに川を挟んで左手に□□□□の生コンの跡がございます。そこからさらに1kmほど上がりますと旧道と今の国道が交わる場所がございます、その交わった部分、旧道のほうへ20mくらい下がったところを左手山側のところへ上がったところの土地でございます。 △△△△から説明いたします。旧道から急勾配なところをあがっていきますと、途中で右側に畑、左側に水田がございます。以前は畑として使用されておりましたが、今頃は機械も大きくなったりしまして急勾配のところがございますから、畑という事で平坦だったということもございまして、機械の回転場に現実使っていらっしゃるという事でございます。まあ、回転場がないと機械が斜めになって危険だという事で途中鉄板を渡して水路の上を通るというような危険なところがございます。そこをさらに10mくらい上がったところにJRが走っております。そこを渡ったところがこの△△△△の土地ですけれども、すでに雑木が生えておりまして山林化しているという状況でございまして大型機械などが入ることもできませんし今回非農地の申請が出ております。○○さんのご自宅もそこからわずか4、50mの国道の下のところがございます、住まいは△△のほうでして月に一回帰れるかどうかという状況でございまして、今回の非農地申請以外の農地につきましては地元の法人のほうで維持管理をしているという事でございますので、ご承認をいただきますようによくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員</p>

	<p>よって議案第1号番号9について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第1号番号10、番号11について一括担当委員の補足説明をおねがいたします。 39番 ○○委員</p> <p>39番 ○○が説明させていただきます。5月10日で行っていただきましたが△△地区の農業委員の皆さんと推進委員の皆さん3名と局長の6名で現地確認をさせていただきました。まず場所でございますが、△△地内でございます。□□□□の反対側に入らせていただきますと□□□□さんの工場がございます。工場の真上のほうに位置している土地でございます。開発畑が上でございます。その取り付け道路が拡張されたときにその残土で法を埋められたところがあります。その法面には木も生えているという状態でございます。そしてその隣のほうでございますが、竹藪になっております。田んぼとしても、畑としてもできるものではございませんので、非農地として確認しましたことをご報告いたします。よろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号10、番号11について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号10、番号11について承認することに決しました。</p>
事務局	<p>次、議案第2号 農地の所有権移転等許可申請についてを上程いたします。3条申請です。 事務局説明してください</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。平成30年5月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は157㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額300,000円です。</p> <p>この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくおねがいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第2号 番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 27番 ○○委員</p> <p>27番 所有者の○○さんは△△にお住まいで元々この農地につきましてはお兄さんの所有でございました。場所は△△自治会内でございます。□□□□の真反対にあります。お兄さんが5年くらい前に亡くなられて相續人がいないという事で妹さんが相續されました。△△からなかなか毎週のようにあがって管理ができないということで隣接する格納庫所有する○○さんに所有権を移転したいという事でございます。総額300,000円となっておりますが、土地代が76,000円でその他登記費用等がありまして総額300,000円という事でございます。審議のほどよろしくおねがいたします。</p>

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか</p>
	はい、〇〇委員
13番	これは農地として利用する申請ですか
議長	もちろん
13番	今、格納庫がどうか言われましたが
27番	隣接した格納庫があるという事です
議長	倉庫を建てるための移転ではございません。
13番	30万円というのが理解しにくくて
議長	<p>畑より諸費用のほうが高いという事ですが、その場合総額30万円と書くのが妥当かどうかという事になりますが。今後は土地についてが、審議の内容ですので、諸費用などは含めない金額を申請の際に記入いただくように委員さんからも指導のほうをよろしくお願いいたします。</p>
	<p>他に質疑ございませんか (はいの声) 議案第2号番号1について可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p>
	<p>次、議案第3号 農地の転用許可変更申請について、を上程いたします。4条申請です事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 平成30年5月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p>
	<p>番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 10 m²。申請人氏名 ○〇〇〇、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、家から離れた山林の中にあり、管理が困難なため。除地については平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。</p>
	<p>番号2、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 121 m²。申請人氏名 ○〇〇〇〇、住所 △△△△、転用目的 露天駐車場、施設 露天駐車場、転用理由は、追認 申請地は元実家があった土地であり、とり壊しにあわせ跡地を駐車場として利用するため。除地については平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。 顛末書を読みます。</p>
	<p>番号1、2 のいずれも、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。</p>
	<p>以上ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします 16番 ○○委員</p>
16番	<p>説明いたします。申請人の○○さんは△△自治会の方でして現在のお墓は、自宅から7、800mくらい離れたところにあります。小高い丘の上にあります、高齢化で不便だという事で、自宅の近くに移転したいという事でございます。申請があったところは、△△の町から公民館の裾を通過して△△へ越える町道がございますが、その道路端にある○○さん所有の畑でございます。自宅から100mくらい△△寄りでございますけれども、□□□□の上手といいますか100mくらいの場所でございますが、その畑を一部転用して、分筆して墓地にしたいという事でございまして。日照他問題はございません。そういう環境の中での墓地でございます。他に8件くらい墓地がございます。特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 14番 ○○委員</p>
14番	<p>説明いたします。○○○○さんは現在こちらに住んでおられないわけで△△△△のほうでございまして。この案件でございまして△△△△地内にございまして、△△の町のほうから△△に向かって行きますと△△の入り口というようなところにありましてそのあたりに□□□□がございましてその裏側に□□□□がありますがその裏の土地でございます。この畑の並びにご自宅がございまして。○○さんの祖父母がずっと住んでおられましたが20年くらい前にお亡くなりになられそれ以来空き家になっていましたけど平成22年に家屋を解体撤去整地されたときに畑も一緒に整地されまして、畑に戻そうと思えば戻せないわけではありませんが、まあ、作る人もいまして申請に至ったわけでございます。現在は駐車場として○○○○さんが借りておられますが、だいたいいろいろ含めて8アールくらいになります。購入して引き続き駐車場として利用したいという意向でございます。排水又、境界について○○さんと隣接地の方の立ち合いを求めて確認したところでございましてけれども、雨水等の排水は将来○○さんがU字溝を敷設したいという事でございまして。畑だけじゃなく敷地を含めて約8アールの境界のことですけれども、○○さんがこちらに帰られたときに三者で協議し将来のために互いに確認されたところでございまして。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑ございませんか。 (はいの声) 私から少し。 どうも8アール土地があるという事でございまして、まあ普通ですと申請人が駐車場とかそういうことについて申請するというのが多いわけですが、今回は8アールのものを駐車場にしてまた○○○○に販売をするという事がございましてけれどもそういうことについて、なんの問題もないでしょうか</p>
14番	<p>○○さんは土地がないわけでして畑を購入することはできないと、思っております。</p>

議長	それは、ですから、〇〇さんが駐車場にしておいた。それを今度は何年か経ってから他の人が買ったという事がありますが、初めに販売する契約をしておいてそういうことをするという事が妥当かどうか。そのことを事務局にちょっとお願いいたします。
事務局	あらかじめ販売目的の転用という事であれば通常ですと5条申請かなと思われます。
議長	はい。委員のみなさんのご意見がございましたら。どうぞ
	はい、〇〇委員
9番	<p>はい。余分なことを言う必要はないですけれども、こういう状況が奥出雲町中であるわけですよ。もう他出をして、宅地農地を問わず非常に荒廃が進んでいると。確かに農地法上の農地として維持していくというのは大切なことですけれども、現実問題引き受け手がないわけです。そういうものをこれからどのようにしていくかという事も併せて農業委員会としてはこれから考えていかななくてはいいけん時期が来てるんじゃないかと思えます。</p> <p>もう私の集落自身も18戸ありましたが、6戸くらい他出しています。今日も非農地証明が出ましたけれども。戦時中の食糧不足時代に猫の額ほどの農地を耕して食糧を確保して。今度は食糧が余るようになって。今はもうショッピングセンターに買って買った方が早いわという状況が現実にあるわけです。そうすると農地がどんどん荒れていってるのが現実です。今年も利用状況調査がありますが、何が出来るかという事は皆さんが一番よくご存じだと思います。私のところにもある農家さんが相談しに来られました。勧告して済むようなら勧告してください。それで農地中間管理機構が持って行ってごすならと。何とかしてしてくれと。任せけん、と。おっしゃる方もおられます。ですので手続き問題としては〇〇さんが買うという事を前提に進んでるわけじゃないでしょ。使えんところがある、遠くにおられる、意思の疎通もできない、ほっとけば荒れる。利用上今、そこは畑とは知らずに埋めて平らになってるから車を止めてある。じゃあ、ここをどうするか。集落からすれば荒らさないようにするにはどうすればいいかという手順があるわけですよ。手順を進めていけば、まあ今日も顛末書が出ておりますが、これは知らずのうちにそこを埋めちゃったと。せっかくそこがあいちょうけん、車を止めるようにしちよったと。でも△△の方からすればちょっと何とかしてもらえんだら一か。という話になるわけですよ。それはまた〇〇さんのところに相談があったりして手順を踏んで売るなりなんなりして、それはもう所有者の権利じゃないかと思えます。そこらへんのあり方を委員会のほうでも検討してもらって、誰もがこれからそういう問題に直面しますので、統一した見解を出してほしいと思います。そこらへん、ひとつよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。今〇〇委員からのお話がありましたように、いろんなところでこういう問題が起こっておりますけれども、なにせ、われわれ農業委員会は農地をどうするか、法に基づいてその権限を託されている機関でございますので、今こうだから仕方がないわ、法律がどうあるかと、こうだというわけにもいきません。そういう状況の時にはなるべく法に沿って、申請を出していただいて、裏では売買契約ができていたというような話をしないでやっていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第3号番号2について承認することに異議ございませんか (はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。</p>
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年5月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

番号1 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積562㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は7年7か月 使用貸借です。

番号2 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積1343㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は7年7か月 使用貸借です。

番号3 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積は562㎡他合計1905㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は7年7か月 使用貸借です。

番号4 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1405㎡ 他合計7284㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米61kgです

番号5 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1320㎡他合計3730㎡ 内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は8,000円です。

番号6 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は804㎡他合計3878㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は7,700円です。

番号7 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1886㎡他合計5877㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は9年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号8 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は3665㎡他合計6528㎡ 内容は再設定です 利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間 10年1か月です。10a 当たりの賃借料は玄米25kg です。

番号9 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2122㎡他合計15458㎡ 内容は新規です 利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は4年7か月 10a 当たりの賃借料は15,000円です。

番号10 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2122㎡他合計1584㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は4年7か月 10a 当たりの賃借料は15,000円です。

番号11 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1740㎡他合計3224㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号12 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積687㎡他合計8008㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は7年、10a当たりの賃借料は13,000円です。

番号13 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積687㎡他合計8008㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は7年10a当たりの賃借料は13,000円です。

番号14 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は917㎡他合計1818㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年9か月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号15 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は917㎡他合計1818㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年9か月 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

番号16 農地の所在 △△△△ 外4筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積1432㎡他合計13757㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は6年9か月 10a 当たりの賃借料は3,000円です。

番号17 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積1432㎡他合計13757㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は6年9か月 10a 当たりの賃借料は3,000円です。

番号18 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 内容は新規です。面積は340㎡ 利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は6年9か月 10a 当たりの賃借料は3,000円です。

番号19 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積は340㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は6年9か月 10a 当たりの賃借料は3,000円です。

番号20 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1739㎡他合計2747㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は9年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は6,000円です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が

	<p>基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
<p>6番</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1から番号3まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。6番〇〇委員</p> <p>6番の〇〇が補足説明させていただきます。場所ですが、△△△△から△△線を2kmくらい上がってまいりますと、△△の集会所があります。その付近の畑です。〇〇さんは今△△のほうにお住まいですけれども、こちらのほうへはほとんど帰ってこられませんが、農地のほうは、□□□□のほうにおまかせという風になっております。〇〇さんは△△になっておりますが、実家のほうはおばあさんと娘さんでお住まいです。こちらのほうから、この2件□□□□のほうをお願いしてそれを転貸で□□□□のほうに維持管理をお願いするという事でございます。ご審議お願いいたします。えごまの栽培をするという事でございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1から番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1番号2番号3について承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番 〇〇委員</p>
<p>25番</p>	<p>説明いたします。場所は△△自治会内でございます。△△△△□□□□から△△の町方面向かいますと△△川と国道が交差するところ。交差点 △△川 の近くに1筆水田がございます。そこからさらに□□□□のほうに進むと細い道があります。交差点のところ〇〇〇〇さんのご自宅がございます。そこから約30mくらいでしょうか、奥のほうへ入ります。〇〇〇〇さんご自宅があります。そのご自宅の道の下のほうに2筆ほど水田があります。もう一か所ですけれども、農道を□□方面に1kmくらい行きますと左手に1筆あります。計4筆です。 〇〇〇〇さんは、□□のほうに出ておられまして家はございますが実際は空き家状態です。〇〇〇〇さんは以前、農業委員もされておりました。△△集落営農の組合長さんをやっておられました。自らも、△△、町自治会 △△のほうでも耕作されておられて委託作業もされておられて、かなり大掛かりな耕作をされておられますので、私もしょっちゅう手伝いをさせていただいております。というような状況でございます。何ら問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号4について承認することに決しました。</p>
<p>27番</p>	<p>次、議案第4号番号5から番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 27番 〇〇委員</p> <p>それでは27番、〇〇が説明させていただきます。番号5、番号6につきましては、農地は△△地区△△地内、国道△△△号を1.5kmあがったところに〇〇さん 〇〇さんの農地があります。〇〇さんは皆さんご存知かと思いますが、5年前に新規就農で奥出雲町にいられてまして水田を</p>

	<p>やりながら、△△のほうで民泊、綿花、コットンの栽培等 しておられます。5年がたったという事で再設定ですし、問題ないかと思います。機械の保有状況を見ていただくとわかりますように昔ながらの大型機械に頼らない農法で無農薬で米を栽培しておられます。次に番号7ですがこの農地は△△地区△△自治会の中にございます。〇〇さん〇〇さんともに自治会のメンバーでございます。〇〇さんは□□□□という事で幅広くコメを栽培販売をいらっしゃいます。この度の農地は〇〇さんの農地に隣接している〇〇さんの農地を耕作するという事でございまして、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号5、番号6について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号5、番号6について一括可とすることに決しました。</p> <p>次、番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号7について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします 16番 〇〇委員</p>
16番	<p>16番〇〇が補足説明させていただきます。場所は△△地内です、△△にある農地でございます。受け手の〇〇さんは△△でございますが、〇〇〇〇さんの娘さんが嫁いだところです。〇〇さんは夫婦ふたりだけですでに90が近い年齢となっております。ただ、〇〇〇〇さんは元気でございまして田んぼの周りの草刈等は手伝っているという状況で、これまでも娘婿の〇〇さんに耕作してもらっているという状況です。コメの出荷、肥しの注文等も〇〇さんのところで行っているという事で〇〇さんは現在小作料をもらって、若干の田んぼの周りの草刈とか水管理をやっておられるという事でございまして高齢と農業者年金の受給の関係でもあるという事です。再設定ですし問題はないという事でございます。〇〇さんのところと田んぼまでの通作距離は△△と△△ですけれども4km未満という事です。△△△△の方です△△の中でも最も△△に近いところです。以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号8について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号9、番号10について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 11番 〇〇委員</p>

11番	<p>11番〇〇が番号9, 10について補足説明させていただきます。〇〇さんですが△△自治会でして 町道△△線を入りまして、二軒目でございます。その近辺にある圃場でございます。これまでも□□□□のほうで耕作しておられましたけれども、今回〇〇さんの田んぼを□□□□が集積をして10番で□□□□へ転貸するという案件でございます。特に問題はないと思います。宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号9、番号10について関連がございますので一括質疑に入ります。 9番で公社のほうに集積して10番で□□□□のほうへ転貸する案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号9、番号10について一括承認することに決しました。</p>
34番	<p>次、議案第4号番号11について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番 〇〇委員</p> <p>両 〇〇さんとも△△の△△△△でございます。〇〇〇〇さんは熱心な農家さんでございましたが、ちょっと体調を崩しておられます。今は3軒に作っていただいております。今回その一つ、〇〇〇〇さんです。家は隣ですが、100mほど離れております。田んぼが隣り合わせでございまして熱心にやっておられまして、田植えの時には息子さんや、成人した孫娘さんや一緒にがんばっておられました。どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号 番号11について質疑に入ります 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認すること賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号11について承認することに決しました。</p>
40番	<p>次、議案第4号番号12、番号13について一括担当委員をお願いいたします 40番 〇〇委員</p> <p>〇〇が補足説明させていただきます。〇〇さんでございますが、△△のほうでお住まいでございまして、△△は実際実家があるわけでございますが、空き家でございます。それでこの度□□□□さんにお願ひし、□□□□が転貸で耕作されるものでございます。今までは〇〇さんのお隣でありました〇〇さんが小作でやっておられましたが、この度お返しになりこういう状況となりました。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号12、番号13について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員</p>

	<p>よって議案第4号番号12、番号13について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号14から番号15まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 43番 ○○委員</p>
43番	<p>説明させていただきます。14番、15番に関しましては□□□□を通じて□□□□さんが耕作するという案件でございます。場所は△△の一番奥のほうでございます、県道が△△のほうへ通じておりますは少し行ったら△△△というようなところでございます。□□□□さんの方は、たくさん集積して△△自治会のほうでもたくさん耕作しておられますので、これまでと同じく問題はないと思いますので、宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号14、番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号14、番号15について一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号16から番号20まで担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 ○○委員</p>
15番	<p>15番○○が補足説明させていただきます。△△と△△のちょうど間のところに峠があります。この度の16番と18番の開発場は□□□□と申しまして峠のところにある畑でございます。造成当時はブドウを作っていたわけですが、だんだん耕作放棄地になってまいりまして平成21年度耕作放棄地再生利用交付金を持ちまして、現状に付されたということでございます。それを□□□□さんが□□□□からの転貸でそばを栽培されるという事でございます。18番で新規となっておりますが、畑の地番を精査したところこれだけが落ちていたそうです。今まで作っておりましたが、それだけ落ちていたという事でこの度新規となっております。 よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号16から番号19まで関連がありますので、一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号16から番号19まで一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号20について担当委員の補足説明をお願いいたします</p>
15番	<p>説明させていただきます。△△の△△自治会のちょうど真ん中あたりにありますのがこの度の申請地になります。新規契約の案件でございます。○○さんは老夫婦でございます。この田んぼは2筆でございます、圃場整備がしてございませんので今年の耕作をいろいろ試案しておられました。耕作放棄地になってはいけませんので、何とかしてあげんといえんという事で同じ△△自治会の○○○○さんを代表といたしまして中山間地直接支払い関係の皆様にご協力をお願いしたという事でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。</p>

議案第4号番号20について質疑に入ります。
質疑ございませんか
(はいの声)
承認することに異議ございませんか
(はいの声)
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
挙手全員
よって議案第4号番号20について承認することに決しました。

次、議案第5号「奥出雲農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局説明してください。

農業
振興課
山田

それでは、お手元の資料でございます。奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。今回2通りご用意させていただいております。徐地と用途区分変更の2種類ございます。まず徐地のほうからご説明させていただきます。年に2回ございますうちの第1回目の申請分でございます。まず4ページ目をご覧ください。全部で17件、筆数で言いますと18筆、面積ですと2120㎡が今回の申請内容でございます。内容につきまして、整理番号、地目、面積、土地の所有者、事業計画者、除外の理由の順に読み上げさせていただきます。

- 1、△△△△、畑、1051㎡内435㎡ ○○○○、○○○○ 一般住宅
- 2、△△△△、田、56㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
- 3、△△△△、畑、678㎡内88㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
- 4、△△△△、田、406㎡うち158㎡ ○○○○、○○○○、耐震性貯水槽
- 5、△△△△、畑、44㎡ 故、○○○○、○○○○、合併浄化槽
- 6、△△△△、畑、56㎡ ○○○○、○○○○、駐車場
- 7、△△△△、畑 10㎡ ○○○○、○○○○、墓地
- 8、△△△△、田 10㎡ ○○○○、○○○○、墓地
- 9、△△△△、畑 118㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
- 10、△△△△、畑 242㎡内6㎡ ○○○○、○○○○、携帯電話アンテナ基地局
- 11、△△△△、畑 90㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
- 12、△△△△、畑 281㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
△△△△、田 74㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張
- 13、△△△△、畑 316㎡内12㎡ ○○○○、○○○○、携帯電話アンテナ基地局
- 14、△△△△、田 572㎡ ○○○○、○○○○、一般住宅
- 15、△△△△、田 546㎡内6㎡ ○○○○、○○○○、携帯電話アンテナ基地局
- 16、△△△△、畑 128㎡内10㎡ ○○○○、○○○○、墓地
- 17、△△△△、田 94㎡ ○○○○、○○○○、宅地拡張

以上が申請内容でございます。詳細につきましては、2ページ以降 要件確認表 及び位置図 並びに土地利用計画図を添付しておりますのでご確認のほうよろしくお願いいたします。次に用区分変更につきましてご説明いたします。1件ございました。4ページ目をご覧ください。

- 1、△△△△、畑 309㎡ ここで訂正をお願いします。内、事業面積は120㎡でございます。土地の所有者計画者ともに○○○○ 変更の理由 農業用施設用地です。
以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。
今年度、春の徐地の関係でございます。今記載されているものを皆様方に担当地域を精査いただきまして、変更要件確認表もよく見ていただいて、質疑があれば随時受け付けますので、宜しくお願いいたします。時間を置きます。

27番

いいですか

議長	はい。〇〇委員
27番	農地区分の中で整理番号8番と12番が第1種農地となっておりますが、これはたぶん、圃場整備した田んぼだと思っておりますが、改良区との協議は終わっておりますでしょうか。
議長	事務局お願いします
農業 振興課 山田	はい。1種農地の件でございますが、関係課等に確認いたしました。6ページ、7ページの⑤に記載しておりますが、どちらも8年以上経過しておりますので、問題ないという事で確認しております。よろしくお願いたします。
議長	<p>はい。他に質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ないようでしたら、採決に移りたいとおもいます。</p> <p>議案第5号奥出雲農業振興地域整備計画の変更について意見を求める、これは勝田町長からの提出でございますが、この案件について承認することについて異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第5号について承認することに決しました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日上程した議案はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は6月の22日金曜日、9時から横田、ここで行いますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会会長研修会での農業会議との意見交換会について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 18番 _____ (印)

議事録署名委員 8番 _____ (印)

議事録署名委員 9番 _____ (印)